

# 令和5年第1回豊頃町議会臨時会会議録

令和5年5月10日（水曜日）

## ◎議事日程

日程第	1		仮議席の指定
日程第	2	選挙第1号	議長の選挙
追加日程第	1		会議録署名議員の指名
追加日程第	2		会期の決定
追加日程第	3	選挙第2号	副議長の選挙
追加日程第	4		議席の指定
追加日程第	5		常任委員の選任
追加日程第	6		議会運営委員の選任
追加日程第	6の2		議会広報特別委員会設置に関する決議
追加日程第	7	選挙第3号	とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙
追加日程第	8	選挙第4号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
追加日程第	9	同意案第2号	豊頃町監査委員の選任
追加日程第	10	承認第3号	専決処分の承認 (令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第10号))
追加日程第	11	議案第26号	損害賠償額の決定
追加日程第	12	議案第23号	令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)
追加日程第	13	議案第24号	豊頃町税条例の一部改正
追加日程第	14	議案第25号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
追加日程第	15	議案第27号	工事請負契約の締結 (豊頃小学校改修工事(建築主体工事))
追加日程第	16	議案第28号	工事請負契約の締結 (豊頃小学校改修工事(電気設備工事))
追加日程第	17	議案第29号	工事請負契約の締結 (豊頃小学校改修工事(機械設備工事))
追加日程第	18		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

## ◎出席議員（9名）

1番	小笠原 玄 記 君	2番	後 藤 孝 夫 君
3番	岩 井 明 君	4番	杉 野 好 行 君
5番	藤 田 博 規 君	6番	大 崎 英 樹 君
7番	大 谷 友 則 君	8番	坂 口 尚 示 君
9番	中 村 純 也 君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	菅原	裕一君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊谷	雅美君
企画課	長	小野	直人君
住民課	長	加藤	さおり君
会計管理者			
福祉課	長	鎚木	政洋君
産業課	長	齋藤	学君
施設課	長	越谷	光裕君
農業委員会事務局	長	林谷	一徳君
教育委員会教育課	長	森	直史君
消防署	長	江口	孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山田	良則君
庶務係	主査	手塚	健人君

◎ 臨時議長の紹介

- 山田事務局長 議会事務局長の山田です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で最年長の議員は大崎英樹議員です。大崎議員は、議長席にお座りください。

◎ 臨時議長挨拶

- 大崎臨時議長 ただいま紹介されました大崎英樹です。

地方自治法第107条の規定によって、議長の選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

◎ 開会宣告

- 大崎臨時議長 ただいまから、令和5年第1回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 大崎臨時議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 仮議席の指定

- 大崎臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎ 選挙第1号

- 大崎臨時議長 日程第2 選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

( 議 場 閉 鎖 )

- 大崎臨時議長 ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

- 大崎臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

( な し )

- 大崎臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

- 大崎臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

点呼を命じます。

- 山田事務局長 1 番小笠原玄記議員。2 番後藤孝夫議員。3 番中村純也議員。4 番坂口尚示議員。5 番岩井明議員。6 番杉野好行議員。7 番藤田博規議員。9 番大谷友則議員。8 番大崎英樹議員。

- 大崎臨時議長 投票漏れはありませんか。

( な し )

- 大崎臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員は、開票の立ち会いをお願いします。

( 小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員が開票の立ち会いを行う )

( 開 票 )

- 大崎臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 9 票、無効投票は無しです。

有効投票のうち、中村純也議員 7 票、藤田博規議員 1 票、大谷友則議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、中村純也議員が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場出入り口の開錠 )

### ◎ 当選の告知

●大崎臨時議長 ただいま議長に当選されました中村純也議員が、議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

### ◎ 議長当選の承諾及び就任の挨拶

●大崎臨時議長 議長に当選されました中村純也議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

●中村議員 ただいま、議長選挙におきまして、豊頃町議会議長の重責をお受けすることになりました。

私にとりまして、誠に光栄の至りでありますとともに、その責任の重さを痛感しているところであります。

もとより、浅学非才ではありますが、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨として議会の円滑なる運営を図り、執行部とともに町民の負託に応えるべく、豊頃町の発展と豊かなまちづくりに、最善の努力をいたす所存であります。

ここに、議員各位の一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

●大崎臨時議長 これで臨時議長の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。中村議長は、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

( 臨時議長は自席に戻り、議長は議長席に着席 )

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 追加日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●中村議長 追加日程第2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定しました。

◎ 選挙第 2 号

●中村議長 追加日程第 3 選挙第 2 号副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

( 議 場 閉 鎖 )

●中村議長 ただいまの出席議員数は 9 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

●中村議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

( な し )

●中村議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

●中村議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

点呼を命じます。

●山田事務局長 1 番小笠原玄記議員。 2 番後藤孝夫議員。 4 番坂口尚示議員。 5 番岩井明議員。 6 番杉野好行議員。 7 番藤田博規議員。 8 番大崎英樹議員。 9 番大谷友則議員。 3 番中村純也議員。

●中村議長 投票漏れはありませんか。

( な し )

●中村議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員は、開票の立ち会いをお願いします。

( 小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員が開票の立ち会いを行う )

( 開 票 )

- 中村議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 9 票、無効投票は無しです。

有効投票のうち、坂口尚示議員 7 票、大崎英樹議員 1 票、大谷友則議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、坂口尚示議員が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場出入り口の開錠 )

#### ◎ 当選の告知

- 中村議長 ただいま副議長に当選されました坂口尚示議員が、議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

#### ◎ 副議長当選の承諾及び就任の挨拶

- 中村議長 副議長に当選されました坂口尚示議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

- 坂口議員 ただいま、選挙におきまして、副議長に選任いただきました。

私にとりまして、身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いであります。微力ではありますが、議長の命を受け、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。

今、町が抱える諸問題について、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、豊頃町のさらなる発展のために努力する所存でありますので、御指導御協力をいただきますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

#### ◎ 町長の挨拶

- 中村議長 ただいま町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

- 按田町長 ただいま、議長から発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの豊頃町議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴された議員各位には、心からお喜びを申し上げます。

また、新たな議会構成として、議長に中村氏、副議長に坂口氏が就任され、新体制のもと議会活動がスタートされますが、私から申し上げるまでもなく、議会と行政は、立場は違えど独立自尊でございます。ともに我が町の発展と町民の暮らしを守るなど果たす役割は同じでございます。

今、3年間続いたコロナが終息に向かい、そして物価高騰など一層厳しい社会情勢の中、本町も多くの課題を抱え厳しい環境ではございますが、議員各位には議会の持つ機能を十分に生かしながら、豊かな見識を持って論議を交わされ、そして未来のある豊頃町の構築のために、さらなる御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位のますますの御健勝御活躍を心から念じ申し上げまして、簡単措辞ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 しばらく休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 議席の指定

●中村議長 追加日程第4 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配りました議席表のとおり、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 議席番号1番小笠原玄記議員。2番後藤孝夫議員。3番岩井明議員。4番杉野好行議員。5番藤田博規議員。6番大崎英樹議員。7番大谷友則議員。8番坂口尚示議員。9番中村純也議員。

以上です。

●中村議長 ただいま朗読しましたとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定しました議席にお着き願います。

しばらく休憩します。

午前10時51分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 常任委員の選任

- 中村議長 追加日程第 5 常任委員の選任を行います。  
お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、総務文教常任委員に中村純也議員、大谷友則議員、大崎英樹議員、杉野好行議員、後藤孝夫議員、小笠原玄記議員。産業厚生常任委員に中村純也議員、坂口尚示議員、藤田博規議員、岩井明議員、後藤孝夫議員、小笠原玄記議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異議なし )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。

- 中村議長 議事の都合により、副議長と交替します。  
暫時休憩します。

( 休憩中に議長は 9 番議席に着席、議長席に副議長が着席 )

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 11 分 再開

- 坂口副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 議長の常任委員辞任

- 坂口副議長 ここで、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

議長は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象になりますので退場を求めます。

( 中村議長退場 )

総務文教常任委員及び産業厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることを考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員及び産業厚生常任委員を

辞任したいとするものです。

お諮りします。

議長からの申し出のとおり、常任委員の辞任について許可することに異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●坂口副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員及び産業厚生常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

議長の常任委員辞任の件が終了しましたので、議長と交替します。

暫時休憩します。

( 休憩中に副議長は自席に戻り、議長は入場し議長席に着席 )

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、しばらく休憩します。

休憩中に、各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選を行ってください。

昼食を含めて、午後 1 時に再開したいと思います。

午前 11 時 15 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 常任委員長の互選

●中村議長 諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に大谷友則議員、副委員長に大崎英樹議員。

産業厚生常任委員会の委員長に岩井明議員、副委員長に藤田博規議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 議会運営委員の選任

●中村議長 追加日程第 6 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、大谷友則議員、藤田博規議員、岩井明議員、後藤孝夫議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休憩中に、議会運営委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

午後 1時01分 休憩

午後 1時50分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎ 議会運営委員長の互選

●中村議長 諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告します。

議会運営委員会の委員長に藤田博規議員、副委員長に大谷友則議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎ 議会広報特別委員会設置に関する決議を日程に追加する件

●中村議長 お諮りします。

先ほど、藤田博規議員外3人から、議会広報特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6の2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第6の2として、議題とすることに決定しました。

◎ 議会広報特別委員会設置に関する決議

●中村議長 追加日程第6の2 発議第2号議会広報特別委員会設置に関する決議を議題にします。

本案について、提出理由の説明を求めます。

5番藤田博規議員。

●5番藤田議員 発議第2号。

提出者、豊頃町議会議員藤田博規、賛成者、豊頃町議会議員大谷友則、同上岩井明、同上後藤孝夫。

議会広報特別委員会設置に関する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。議会広報特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び豊頃町議会委員会条例第5条。

3、目的。本町議会の内容等を広く町民に知らしめるための調査研究及び議会広報発行のため。

4、委員の定数。4人。

5、設置の期間。本特別委員会は、調査が終了するまで閉会中においても継続して調査できるものとする。

6、広報の発行。年4回定例会ごとに発行するものとする。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。

藤田博規議員外3人から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議のとおり、決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時55分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 議会広報特別委員の選任

●中村議長 お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、坂口尚示議員、杉野好行議員、後藤孝夫議員、小笠原玄記議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休憩中に、議会広報特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

午後 1時56分 休憩

午後 2時15分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 議会広報特別委員長の互選

●中村議長 諸般の報告を行います。

休憩中に議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告します。

議会広報特別委員会の委員長に杉野好行議員、副委員長に小笠原玄記議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 選挙第3号及び選挙第4号

●中村議長 追加日程第7 選挙第3号とかち広域消防事務組合議会議員の選挙について及び追加日程第8 選挙第4号十勝圏複合事務組合議会議員の選挙についてを、一括議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名推選することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時19分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7 選挙第3号とかち広域消防事務組合議会議員に、私、議長の中村純也を、追加日程第8 選挙第4号十勝圏複合事務組合議会議員に、私、議長の中村純也をそれぞれ指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました議員を、それぞれの一部事務組合議会の議員の当選人と決定することに、御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました議員を、それぞれの一部事務組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

### ◎ 当選の告知

●中村議長 ただいま、とかち広域消防事務組合議会議員及び十勝圏複合事務組合議会議員に、それぞれ当選された議員が議場におります。

本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

暫時休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時22分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 同意案第2号

- 中村議長 追加日程第9 同意案第2号豊頃町監査委員の選任についてを議題とします。

後藤孝夫議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

( 後藤議員退場 )

- 中村議長 本件について提出者の説明を求めます。

按田町長。

- 按田町長 同意案第2号豊頃町監査委員の選任について、御説明をいたします。

本案は、議会議員のうち、次の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は後藤孝夫氏、住所は豊頃町茂岩末広町86番地であります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

- 中村議長 説明が終わりました。

お諮りします。

本件は人事案件につき、質疑及び討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異議なし )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、質疑及び討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

( 休憩中に後藤議員は入場し、議席に着席 )

午後 2時24分 休憩

午後 2時25分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 承認第3号

●中村議長 追加日程第10 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書19ページを御覧ください。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第10号)を令和5年3月30日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書(第10号)1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において道営農地整備事業負担金を精査するなど、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,703万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億541万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金1億140万4,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、4目道営事業費から道営農地整備事業負担金436万7,000円を減額。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から282万1,000円を減額。

2項地方揮発油譲与税に130万9,000円を追加。

3項森林環境譲与税に22万4,000円を追加。

3款利子割交付金から6万9,000円を減額。

4款配当割交付金に24万6,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金から7万3,000円を減額。

10ページ、6款法人事業税交付金に305万3,000円を追加。

7款地方消費税交付金に79万4,000円を追加。

8款自動車税環境性能割交付金から126万3,000円を減額。

9款地方特例交付金から43万8,000円を減額。

10款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて9,367万7,000円を追加。

11款交通安全対策特別交付金に12万8,000円を追加。

12ページ、12款分担金及び負担金、1項分担金から道営負担事業436万7,000円を減額。

17款寄附金にふるさと応援寄附金205万1,000円を追加するなど、計318万円を追加。

20款諸収入、5項雑入に道市町村振興協会交付金345万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

## ◎ 議案第26号

●中村議長 追加日程第11 議案第26号損害賠償額の決定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書11ページを御覧ください。

議案第26号損害賠償額の決定について御説明いたします。

本案は、公用車の事故について事故の相手方との協議が整い、損害賠償額が決定し

たことから、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の内容につきましては、1、事故発生日時、令和4年12月23日午前3時15分頃。

2、事故発生場所、豊頃町茂岩新和町518番地先。

3、事故の概要、除雪中の車両を後進させたとき、後方確認が不十分だったため北海道管理の道路照明に接触し破損させたもの。

4、事故の相手方、道路管理者、北海道知事鈴木直道。

5、損害賠償額、182万6,000円。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、議案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第23号

●中村議長 追加日程第12 議案第23号令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第23号令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

一般会計補正予算書(第1号)、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億151万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億

8, 451万6, 000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に自動車事故賠償金182万6, 000円を追加。

3款民生費、2項児童福祉費において、4目児童措置費に低所得の子育て世帯生活支援特別給付金50万円を追加するなど、計51万円を追加。

7款土木費、2項道路橋梁費において、3目道路新設改良費に幌岡第3幹線改良舗装工事1, 500万円、建設機械格納庫新築工事7, 000万円を追加するなど、計8, 918万円を追加。

12ページ、8款消防費、2項災害対策費において、1目災害対策費に大津地域津波緊急避難場所避難路調査設計委託業務1, 000万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税148万7, 000円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に社会資本整備総合交付金事業（道路）6, 639万3, 000円、防災・安全交付金（都市防災事業）700万円を追加するなど、計7, 390万3, 000円を追加。

20款諸収入、5項雑入に自動車損害保険金182万6, 000円を追加。

21款町債、1項町債に社会資本整備総合交付金事業（道路）2, 160万円を追加するなど、計2, 430万円を追加。

次に、第2表、地方債の補正につきましては、4ページ、第2表地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業の限度額を10億6, 080万円に、公共事業等債の限度額を3, 700万円に改め、地方債限度額の総額を11億7, 980万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

（質疑なし）

●中村議長 14款国庫支出金。

（質疑なし）

●中村議長 20 款諸収入。

( 質 疑 な し )

●中村議長 21 款町債。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます

次に歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 3 款民生費、2 項児童福祉費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 7 款土木費、2 項道路橋梁費、説明第 1 号及び説明第 2 号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書 1 ページをお開き願います。

説明第 1 号町道整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、社会資本整備総合交付金事業により実施しており、ここ数年間予算の要求額の半分に満たない配当額であったため、当初予算額を調整し計上しておりました。しかし今年度の配当額が予測を超えたことから、工事費の予算額を増額し、令和 5 年度において次のとおり町道整備工事を施工することとし、第 7 款土木費に計上したものでございます。

工事位置については次ページに施工位置図を添付しておりますのでご参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号 1 ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業、工事名、幌岡第 3 幹線改良舗装工事、工事予算額、1,500 万円、工事内容、改良延長 78 メートル、幅員 5.5 メートルで継続事業であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

続きまして、予算説明書 3 ページをお開き願います。

説明第 2 号建設機械格納庫新築工事の施工について御説明いたします。

本工事も先ほどと同じく、社会資本整備総合交付金事業により実施しております。今年度の配当額が予測を超えたことから、面積の大きい方の格納庫が新築可能となりましたので、工事予算額を増額するため、令和 5 年度において、次のとおり建設機械

格納庫新築工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものでございます。

1、工事概要について御説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業、工事名、建設機械格納庫新築工事、事業区分及び工事名に変更はございません。

次に工事予算額、変更前1億1,000万円を、変更後7,000万円増額し、1億8,000万円としています。

工事内容、変更前は格納庫新築工事の面積219.4平方メートルを、変更後面積435.76平方メートルとするものであります。

なお、新規事業であります。

工事位置及び平面図については、次ページ以降に添付してございますのでご参照願います。

2、契約の方法については指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 12ページ、8款消防費、2項災害対策費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に4ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第24号

●中村議長 追加日程第13 議案第24号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第24号豊頃町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、別紙、議案説明書により御説明いたします。議案説明書1ページ、説明第1号を御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、森林環境税法の施行等に伴う税制上の措置を講ずること等、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号ほか関係する政省令等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容につきまして御説明いたします。

1ページ、第34条の9第2項、第38条第1項、第3項、第41条、第44条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項、2ページ、第47条第1項、第2項、第47条の2第1項、第2項、第47条の6第1項、第2項については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、関係法令が改正されたことに伴う改正であります。

次に1ページに戻りまして、第36条の3の2第2項、2ページ、第46条、第48条第1項、第5項、第50条第1項、第2項、第98条第1項、第5項、第101条第1項については、様式の新設又は様式の簡素化に伴う法律改正に伴う改正であります。

1ページに戻りまして、第36条の3の2第3項、第4項、第5項、第6項、3ページ、附則第10条の2については、法律改正に伴う項ずれの整備であります。

次に2ページ、第82条第1号エについては、ミニカー区分から3輪以上の特定小型原動機付き自転車を除外する規則改正に伴う改正であります。

次に附則第8条第1項については、肉用牛の売却による町民税の課税の特例の適用期限を令和9年度まで延長する法律改正に併せた改正であります。

次に附則第10条については、令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規定の施行に伴う改正です。

続きまして3ページ、附則第15の2、附則第15条の6第3項については、軽自

自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削除する法律改正に合わせ、改正するものです。

次に附則第15条2の2第4項、附則第16条の2第3項については、軽自動車税の環境性能割及び種別割において不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する法律改正に併せて改正するものです。

次に附則16条については、軽自動車税種別割の軽課について、特例の期限を延長する法律改正に併せた改正及び項ずれの整備を行うものであります。

次に附則第16条の2第1項については、附則第16条の改正に伴う規定の整備であります。

次に附則第17条の2第1項、第2項については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を、令和5年度から令和8年度に延長する法律改正に併せて改正するものであります。

なお、附則としまして、第1条には施行期日を、第2条には町民税に関する経過措置を、第3条には固定資産税に関する経過措置を、第4条には軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第25号

●中村議長 追加日程第14 議案第25号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第25号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましても、別紙、議案説明書により御説明いたします。

議案説明書5ページ、説明第2号を御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。第2条第3項の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるもので、基礎課税額の限度額65万円、介護納付金課税額の限度額17万円を合わせて合計102万円から104万円と2万円引き上げとなります。

次に、第23条第1項の改正につきましては、軽減判定所得の基準額を5割軽減で現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減で現行の52万円から53万5,000円に改正するものであります。

次に、第23条の2につきましては、次に説明します条例第24条の2の改正に伴う規定の整備です。

第24条の2第2項、附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第12項、第13項については、対応する法令の規定の書きぶりとも合わせるものであります。

適用期日につきましては、いずれも令和5年4月1日であります。

なお、附則として、第1項には施行期日を、第2項には適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年2月2日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案どおり答申されておりますことを申し添え御報告させていただきます。

以上でありますので、御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第27号

●中村議長 追加日程第15 議案第27号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書13ページを御覧ください。

議案第27号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、豊頃小学校改修工事（建築主体工事）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、豊頃小学校改修工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札であり、4月19日に執行しています。

3、契約の金額、5億688万円。内消費税等相当額4,608万円。

4、契約の相手方、岩田地崎・萩原・大進特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長、岩田圭剛。構成員、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原一利。構成員、豊頃町茂岩末広町200番地6、有限会社大進建設、代表取締役、松原敏行。

なお、工期につきましては、契約日から令和6年2月15日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第28号

- 中村議長 追加日程第16 議案第28号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書15ページを御覧ください。

議案第28号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、豊頃小学校改修工事（電気設備工事）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、豊頃小学校改修工事（電気設備工事）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札であり、4月19日に執行しています。

3、契約の金額、9,570万円。内消費税等相当額870万円。

4、契約の相手方、大昭・竹田・薄井特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市西9条北3丁目3番地、大昭電気工業株式会社、代表取締役、出村哲教。構成員、浦幌町字宝町17番地、竹田電気株式会社、代表取締役、竹田悦郎。構成員、豊頃町茂岩新和町112番地、薄井電気有限会社、代表取締役、薄井正人。

なお、工期につきましては、契約日から令和6年2月15日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第29号

●中村議長 追加日程第17 議案第29号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書17ページを御覧ください。

議案第29号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、豊頃小学校改修工事（機械設備工事）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、豊頃小学校改修工事（機械設備工事）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札であり、4月19日に執行しています。

3、契約の金額、2億680万円。内消費税等相当額1,880万円。

4、契約の相手方、フジ・笹原・門特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市西20条北1丁目6番7号、フジ暖房工業株式会社、代表取締役社長、西藤博行。構成員、幕別町錦町65番地、株式会社笹原商産、代表取締役、笹原早苗。構成員、豊頃町茂岩新和町103番地、門工業株式会社、代表取締役社長、澁佐圭。

なお、工期につきましては、契約日から令和6年2月15日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番杉野議員。

● 4 番杉野議員 議案の 27 号 28 号 29 号、3 つの議案に分かれているわけであり  
ますけれども、工事名については豊頃小学校改修工事、同じ工事名の中で執行される  
形になります。当初予算との差異もしくはこの契約によって我が町にどのくらいの利  
点があるのか、それを説明していただけますか。

● 中村議長 森教育課長。

● 森教育課長 私から御答弁申し上げます。

この 3 本の契約に伴いまして、当初予算からお示しさせていただいた予算執行残の  
合計額につきましては、およそ 2,000 万円ほどとなっております。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

● 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

● 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 閉会中の所掌事務調査の申し出を日程に追加する件

● 中村議長 お諮りします。

先ほど、議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りま  
した申出書のとおり閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第 18 として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

● 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を日程に追加  
し、追加日程第 18 として議題とすることに決定しました。

#### ◎ 閉会中の所掌事務調査の申し出

● 中村議長 追加日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件

を議題とします。

お諮りします。

本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これをもって、令和5年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後 3時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

臨時議長

署名議員

署名議員